

令和7年9月5日

関係事業者団体 御中

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課 企画グループ

「下請法・下請振興法改正法の概要」に関する説明会の実施について

拝啓、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

関係事業者団体の皆様には日頃より農林水産行政の円滑な推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（※）」が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）・「受託中小企業振興法」（通称：振興法）に変更されます。また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

今般、公正取引委員会、中小企業庁及び農林水産省では、令和8年1月1日施行までに広く十分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、別記のとおり改正法説明会を開催いたします。

貴団体におかれましては、会員企業様へご案内をいただきますようお願い申し上げます。

※公正取引委員会 HP https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

中小企業庁 HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>

敬具

開催概要

1. 日時：令和7年9月24日（水）10：00～11：30
2. 場所：オンライン開催（teams を使用）
3. 対象：食品業界団体及び団体傘下の事業者
4. 議事（案）
 - （1）開会（農林水産省）
 - （2）取適法（下請法）の概要/改正内容について（公正取引委員会）
 - （3）改正振興法について（中小企業庁）

参加方法

9月18日（木）までに、以下の申込フォームよりお申込みください。

※先着で定員（1,000名）に達し次第、申込を締め切る可能性がありますので、ご了承ください。

<申込フォーム>



<https://forms.office.com/r/bYHUWARIqW>

問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 企画グループ（電話：03-3502-5742）